

目 次

○第1号（4月21日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
村長挨拶	3
臨時議長の紹介及び挨拶	4
開会・開議	4
日程第 1 仮議席の指定について	4
日程第 2 議長選挙について	4
日程の追加	6
追加日程第 1 議席の指定について	6
追加日程第 2 会議録署名議員の指名について	6
追加日程第 3 会期の決定について	7
追加日程第 4 副議長選挙について	7
追加日程第 5 常任委員会委員の選任について	8
追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任について	10
追加日程第 7 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員選挙について	10
追加日程第 8 議案第51号 監査委員の選任について	12
追加日程第 9 承認第 1号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正 する条例の制定について）	13
追加日程第10 承認第 2号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例 の一部を改正する条例の制定について）	17
閉 会	20

令和 7 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

4 月 2 1 日 (月)

令和 7 年第 3 回榛東村議会臨時会会議録第 1 号

令和 7 年 4 月 2 1 日（月曜日）

議事日程 第 1 号

令和 7 年 4 月 2 1 日（月曜日）午後 1 時 3 0 分開議

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議席の指定について

追加日程第 2 会議録署名議員の指名について

追加日程第 3 会期の決定について

追加日程第 4 副議長選挙について

追加日程第 5 常任委員会委員の選任について

追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 7 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員選挙について

追加日程第 8 議案第 5 1 号 監査委員の選任について

追加日程第 9 承認第 1 号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について）

追加日程第 1 0 承認第 2 号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

出席議員（１２名）

1 番	新 井 佐智子 君	2 番	一 倉 靖 子 君
3 番	柳 岡 利 精 君	4 番	宮 崎 法 文 君
5 番	浅 見 隆 君	6 番	須 田 仁 美 君
7 番	三 俣 実 君	8 番	波多野 佐和子 君
9 番	中 島 由美子 君	10 番	生 方 勇 二 君
11 番	善養寺 孝 君	12 番	清 水 健 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	南 千 晴 君	副 村 長	小 池 秀 樹 君
総務企画課長	一 倉 学 君	税務会計課長	早 川 弘 行 君
住民生活課長	富 澤 光 彦 君	健康保険課長	碓 井 由 果 君
産業振興課長	狩 野 宏 記 君	建設課長	山 口 誠 一 君
上下水道課長	岡 部 貴 一 君	教 育 長	須 永 光 明 君
学校教育課長	湯 澤 知佐子 君	生涯学習課長	村 上 誠 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	関 口 健 一	書 記	天 田 華 子
---------	---------	-----	---------

◎村長挨拶

○議会事務局長（関口健一君） 改めまして、皆様、こんにちは。議会事務局長の関口でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会となります。本日の会議につきまして、臨時議長を紹介するまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、南村長よりご挨拶をお願いいたします。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 榛東村長の南千晴でございます。

榛東村議会議員選挙後の初議会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第3回榛東村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

皆様には、このたびの選挙におきまして、村民の信託を受けられ、めでたくご当選されましたことを心からお祝いを申し上げます。

さて、村が平成27年度に策定いたしました村の最上位計画であります第6次榛東村総合計画は、計画期間が平成28年度から令和7年度の10年間で、本年度は令和3年度から令和7年度までの後期基本計画5年目の最終年度となっております。この計画は、「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」をキャッチフレーズに、乳幼児からお年寄りまで生涯にわたって安心できる健康、医療、福祉を誰もが享受でき、子どもが夢を抱き、夢に向かって歩むことができる環境を村一丸となって作り出していくものでございます。

現在は、第6次総合計画の総括とともに、第7次総合計画の策定を進めているところであります。総合計画に基づく各種事業の実施を通じてむらづくりを推進してまいりますので、第18期の議員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、本臨時会に付議します案件は3件でございます。慎重なるご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

今後、議員の皆様方がご健勝にて、一層の村政発展と村民福祉の向上のためご活躍されますことを心からご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（関口健一君） ありがとうございます。

本日は、第18期榛東村議会議員の初議会でございます。ここでご出席の皆様より自己紹介をお願いしたいと存じます。

初めに、議会事務局でございます。

〔議会事務局自己紹介〕

○議会事務局長（関口健一君） 続きまして、執行側よりお願いしたいと存じます。

副村長、教育長に続きまして、建制順に所属長の皆様からお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

〔副村長以下自己紹介〕

○議会事務局長（関口健一君） ありがとうございます。

続きまして、議員各位より自己紹介をお願いしたいと存じます。

仮議席番号1番新井佐智子議員より順にお願いを申し上げます。

〔議員自己紹介〕

○議会事務局長（関口健一君） ありがとうございます。

◎臨時議長の紹介及び挨拶

○議会事務局長（関口健一君） 改めまして、本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

したがって、本日出席議員の中で最年長でございます生方勇二議員に臨時に議長とさせていただきます。

生方議員、どうぞよろしくお願いいたします。生方議員は議長席へお着きください。

〔生方勇二君議長席に着く〕

○臨時議長（生方勇二君） ただいまご紹介いただきました生方勇二でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会・開議

午後1時41分開会・開議

○臨時議長（生方勇二君） ただいまから令和7年第3回榛東村議会臨時会を開会いたします。

議員は全員出席です。よって、本日の会議は成立いたします。

直ちに本日の会議を開きます

◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（生方勇二君） 日程第1、仮議席の指定についてを議題といたします。

仮議席につきましては、ただいま着席の議席のとおり指定いたします。

◎日程第2 議長選挙について

○臨時議長（生方勇二君） 日程第2、議長選挙についてを議題といたします。

選挙につきましては、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（生方勇二君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第29条第2項の規定により、立会人に1番新井佐智子議員、2番一倉靖子議員、3番柳岡利精議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（生方勇二君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（生方勇二君） 配付漏れなしと認めます。

投票は単記無記名で行います。

議員は、議席において、議長の当選人とすべき議員1人の氏名を投票用紙に記載してください。

ここで投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（生方勇二君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票箱に投票をお願いいたします。

〔議会事務局長氏名点呼、各議員投票〕

○臨時議長（生方勇二君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（生方勇二君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

直ちに開票を行います。

立会人の1番新井佐智子議員、2番一倉靖子議員、3番柳岡利精議員、演壇までお進みをいただき、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（生方勇二君） 会議規則第30条第1項の規定により、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票でございます。

有効投票のうち

善養寺 孝 議員 12票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、善養寺孝議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（生方勇二君） 会議規則第30条第2項の規定により、ただいま議場におられます善養寺孝議員に議長の当選を告知いたします。

ここで当選されました善養寺孝議員に議長就任の挨拶をお願いいたします。

11番善養寺孝議員。

〔議長 善養寺 孝君登壇〕

○議長（善養寺 孝君） 先ほど議長に就任しました善養寺孝です。よろしくお願いします。

今、どきどきしていうまくは言えないんですけども、議長として議員の皆さん、また執行の皆さんと協力し合って議長を務めさせてもらいます。よろしくお願いします。

○臨時議長（生方勇二君） 以上をもちまして、臨時議長の職務を終了いたします。

善養寺議長は議長席にお着き願います。

ご協力大変ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時20分といたします。

午後2時1分休憩

午後2時22分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程の追加

○議長（善養寺 孝君） お諮りします。

お手元に配付しました議事日程のとおり日程を追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、お手元に配付した議事日程を追加し、会議を進めてまいります。

◇

◎追加日程第1 議席の指定について

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたしました。

◇

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本日の会議の会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、
1 番新井佐智子議員、2 番一倉靖子議員を指名いたします。

◇

◎追加日程第3 会期の決定について

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◇

◎追加日程第4 副議長選挙について

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第4、副議長選挙についてを議題といたします。

選挙につきましては、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（善養寺 孝君） ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第29条第2項の規定により、立会人に1 番新井佐智子議員、2 番一倉靖子議員、3 番柳岡利精議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（善養寺 孝君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 配付漏れなしと認め、投票は単記無記名で行います。

議員は、議席において、副議長の当選人とすべき議員1人の氏名を投票用紙に記載してください。

ここで投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（善養寺 孝君） 異状なしと認め、ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔議会事務局長氏名点呼、各議員投票〕

○議長（善養寺 孝君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

直ちに開票を行います。

立会人の1番新井佐智子議員、2番一倉靖子議員、3番柳岡利精議員は演壇までお進みください。
開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（善養寺 孝君） 会議規則第30条第1項の規定により、選挙の結果を報告いたします。

投票総数	12票
有効投票	12票
無効投票	0票でございます。

有効投票のうち

波多野 佐和子 議員	11票
中 島 由美子 議員	1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、波多野佐和子議員が副議長に当選されました。

ここで議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（善養寺 孝君） 会議規則第30条第2項の規定により、ただいま議場におられる波多野佐和子議員に副議長の当選を告知いたします。

ここで当選された波多野佐和子議員に副議長就任の挨拶をお願いいたします。

8番波多野佐和子議員。

〔副議長 波多野佐和子君登壇〕

○副議長（波多野佐和子君） ただいま副議長の席に就任いたしました波多野佐和子でございます。

非常に身が引き締まる思いでございます。仲間と共に、そして執行部のここにいらっしゃる皆さんと共に、この村がよくなるよう私も一生懸命頑張ります。よろしくお願いいたします。



◎追加日程第5 常任委員会委員の選任について

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により議長が指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議長において指名いたします。

初めに、総務産業建設常任委員会委員につきましては、三俣実議員、中島由美子議員、善養寺孝、波多野佐和子議員、宮崎法文議員、新井佐智子議員の以上6人を指名いたします。

文教厚生常任委員会委員につきましては、清水健一議員、浅見隆議員、生方勇二議員、須田仁美議員、柳岡利精議員、一倉靖子議員、以上6名を指名いたします。

議会広報常任委員会委員につきましては、須田仁美議員、新井佐智子議員、波多野佐和子議員、三俣実議員、浅見隆議員、宮崎法文議員、以上6人を指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開を3時15分といたします。

午後2時45分休憩

午後3時17分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

それでは、各常任委員会の委員長に選任された方から正副委員長の互選結果の報告をお願いします。
初めに、総務産業建設常任委員会委員長、お願いします。

7番三俣実議員。

〔総務産業建設常任委員長 三俣 実君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（三俣 実君） 総務産業建設常任委員会委員長に選任をいただきました三俣実です。副委員長は中島由美子議員です。

努力してまいりますので、委員、また議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、お願いします。

5番浅見隆議員。

〔文教厚生常任委員長 浅見 隆君登壇〕

○文教厚生常任委員長（浅見 隆君） 文教厚生常任委員会委員長に就任いたしました浅見隆です。
副委員長には須田仁美議員が就任いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

教育に関して、村のために一生懸命やります。どうか皆様のご協力お願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 次に、議会広報常任委員会委員長、お願いします。

6番須田仁美議員。

〔議会広報常任委員長 須田仁美君登壇〕

○議会広報常任委員長（須田仁美君） 改めまして、こんにちは。議会広報常任委員会委員長に選任いただきました須田仁美でございます。副委員長に新井佐智子議員となっております。

議会を村民の方々に広く知っていただき、興味を持っていただくような議会広報づくりを進めてまいりたいと思います。どうぞ皆様、よろしくお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） ただいま報告がありましたように、総務産業建設常任委員会委員長に三俣実議員、副委員長に中島由美子議員。

文教厚生常任委員会委員長に浅見隆議員、副委員長に須田仁美議員。

議会広報常任委員会委員長に須田仁美議員、副委員長に新井佐智子議員と決定いたしました。

◎追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により議長が指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議長において指名いたします。

10番生方勇二議員、9番中島由美子議員、8番波多野佐和子議員、12番清水健一議員、7番三俣実議員、6番須田仁美議員、以上6名を指名いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を3時40分といたします。

午後3時23分休憩

午後3時43分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

それでは、議会運営委員会の委員長に選任された方から正副委員長の互選結果の報告をお願いいたします。

10番生方勇二議員。

〔議会運営委員長 生方勇二君登壇〕

○議会運営委員長（生方勇二君） 議会運営委員会の委員長ということで、選任をいただきました生方でございます。よりよい議会運営ができますよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

副委員長には清水健一議員が就任するということに決まりましたので、併せてよろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） ただいま報告がありましたように、議会運営委員会委員長に10番生方勇二議員、副委員長に12番清水健一議員と決定いたしました。

◎追加日程第7 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員選挙について

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第7、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員選挙についてを議題といたします。

選挙を行う前に、議会事務局長の説明を求めます。

関口議会事務局長。

〔議会事務局長 関口健一君発言〕

○議会事務局長（関口健一君） それでは、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員選挙についてご

説明申し上げます。お配りする資料はございませんので、口頭での説明とさせていただきます。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合は、渋川市、吉岡町、榛東村の3市町村で構成される一部事務組合で、組合規約第3条で規定する事務を共同で処理しております。

組合規約第5条の規定により、組合議会議員の定数を15人、このうち榛東村の定数を3人と定めております。

組合規約第6条の規定により、定数3人のうち1人につきましては議長を充てることとされておりますことから、残る2人について選挙を行うものでございます。

なお、慣例では、副議長、議会運営委員会委員長が指名推選により選出されております。

以上、説明を終わります。

○議長（善養寺 孝君） 説明が終わりました。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員3人の選出につきましては、1人は議長を充てることから、残る2人について選出をいたします。

組合規約第6条の規定により、各市町村議会の議員のうちから選挙することと定められております。選挙の方法についてお諮りいたします。

いかがでしたらよろしいでしょうか。

〔「議長一任」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） ただいま中島議員からの発言がありました。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩といたします。

午後3時48分休憩

午後4時12分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

先ほど議長一任の意見がありましたが、地方公共団体の議会において行う選挙については、投票で行わない場合は指名推選の方法を用いることと地方自治法で定められております。

改めて選挙の方法についてお諮りいたします。

いかがでしたらよろしいでしょうか。

〔「指名推選」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） ただいま指名推選の発言がありました。

議長以外の渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員2人の選挙につきましては、指名推選により選出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議長以外の渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員の2人の選挙につきましては、指名推選で選出することに決定いたしました。

それでは、どなたか指名推選をお願いします。

9番中島由美子議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 慣例によりまして、副議長を推選させていただきます。波多野議員です。私は1名推選します。

○議長（善養寺 孝君） 6番須田仁美議員。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 慣例ということで、前回、総務産業建設常任委員会委員長が行かれていらっしゃいましたので、今回も総務産業建設常任委員会委員長がいいと思います。

○議長（善養寺 孝君） ただいま中島由美子議員から波多野佐和子議員の指名推選と、6番須田仁美議員から三俣実議員の指名推選がございました。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） お諮りいたします。

ただいま指名推選のありました8番波多野佐和子議員、7番三俣実議員を議長以外の渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員に選出することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 賛成多数。

よって、議長以外の渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員に7番三俣実議員、8番波多野佐和子議員を選出することに決定いたしました。

会議規則第30条第2項の規定により、ただいま議場におられます7番三俣実議員、8番波多野佐和子議員、議長の善養寺孝に渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員の当選を告知いたします。



◎追加日程第8 議案第51号 監査委員の選任について

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第8、議案第51号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番新井佐智子議員の除斥を求めます。

〔1番 新井佐智子君退場〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩いたします。

午後4時18分休憩

午後4時18分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 監査委員の選任についてご説明申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の議員のうちから選任する者として新井佐智子氏を監査委員として選任いたしたく、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第51号につきましては人事案件でありますので、委員会付託、質疑及び討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第51号につきましては委員会付託、質疑及び討論を省略し、直ちに採決を行います。

議案第51号 監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

新井議員の入場を許可いたします。

〔1番 新井佐智子君入場〕

◎追加日程第9 承認第1号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第9、承認第1号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川税務会計課長。

〔税務会計課長 早川弘行君発言〕

○税務会計課長（早川弘行君） それでは、承認第1号 専決処分（榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について）説明を申し上げます。

議案書、それから議案参考資料ともに1ページをご覧ください。

まず、議案書のほうをお願いいたします。

令和7年3月31日に地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、これが

公布となりましたことに伴い、村条例におきましても、この法律に準じて改正を行う必要が生じました。このため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行わせていただきましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容につきましては議案参考資料で説明させていただきたいと思います。ご覧ください。

1 ページです。

まず、第82条、それから第89条関係でございますが、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴います税率の区分の改正です。具体的に言いますと、最高出力4ワット以下に制限いたしました125cc以下のバイクが新基準原付、これとなるため、新たに区分を設け、税率も現行の原付と同額の2,000円とするものでございます。

89条は、軽自動車税の減免申請書の記載事項に係る規定の整備でございます。

続いて、第90条関係でございますが、先月、マイナ免許証、これの運用が開始されました。軽自動車税の減免申請時には運転免許証の提示を求めています、これに関します規定の整備でございます。

ポツ1つ飛ばしていただきまして、附則第10条の4、10条の5関係でございますが、こちらは平成28年の熊本地震、それから平成30年7月の豪雨によります固定資産税に係る特例に関する規定が地方税法法律から削除されたため、村条例におきましても法に合わせて規定を削除するものでございます。

最後、今回の改正条例の施行日ですが、令和7年4月1日となっております。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

4 番宮崎法文議員。

〔4 番 宮崎法文君発言〕

○4 番（宮崎法文君） 事務局のほうからこの議案2項につきまして、書類を頂きました。これ読んでみたんですけども、ちょっと二晩ぐらい寝られなかったんですけども、どういうことかという、今、課長のほうから説明がありました。村長さんが3月末に専決しました。施行が4月1日です、この法の施行日が。そういうふうになっています、これを読むと。

そうすると、専決事項をやるやらないはこちらに置いておいたとしても、自分の今、立場で話をしているんですけども、今それを聞いてこれを承認するという話になっちゃうと、自分はまだそのときは議員でもないし、何でもないの、しょうがないとそういうふうに悩んじゃったんです、自分自身が。何で悩んだかといったら、これを今度聞かれますよね。恐らくこれが承認されれば、4月の広報しんとうか何かに全部、そういう形になりましたよと出ると思うんですけども、それはそれでいいと思うんです。だけれども、その前にもし聞かれた場合にどう返答すりゃいいか、新人議員として。

時系列に言いますと、3月31日に専決処分で村長は専決しました。それで、今度はそれを施行する

のに4月1日からしました。それで、今は4月21日です。そうすると、私はこのことに一つも関与しているというのはおかしいけれども、分からないので、その辺の話はどういうふうに解釈すればいいのか、ちょっと課長にお聞きしたいんですけれども。

2つ目もそうなんです。9、10、両方とも同じ質問です、もしするとすれば、だから執行権は市町村にあります。だけれども、承認権はこちらにあるので、その承認するのに自分が納得できなければ承認はできませんよね、時系列が違うんだから。その質問です。教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 早川税務会計課長。

〔税務会計課長 早川弘行君発言〕

○税務会計課長（早川弘行君） 私が先ほど申し上げたところで、地方自治法の条文を申し上げました。その条文をもう少し詳しく説明させていただきたいと思います。

まず、179条第1項、この規定でございます。

通常でございましたら、村長、執行のほうが条例改正を提案して議会で議決していただいたものが成立するというのが通常の流れでございます。ただし、179条の規定であるんですが、「地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」は、先ほど言ったように専決処分ができると。

まさに今回の場合でいきますと、地方税法が先ほど申し上げましたとおり3月31日に国のほうで公布され、その法律が4月1日施行だというふうな法律でございます。村のほうは、3月31日の法律改正を受けて、申し訳ないんですが、議会を招集する時間的余裕がないということで、村長のほうで専決処分、条例の決定をさせていただきました。

その次ですが、同じく179条の第3項、これも先ほど申し上げましたが、3項というところに、「前二項の規定による処置」、だから専決処分を行ったときにつきましては、「地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。」こういう条文が3項にあります。つまり、3月31日に専決処分をさせていただいた今回の条例改正につきましては、次の議会、3月31日の次の議会は本日になりますので、本日の議会で皆さんのところに報告、議会に報告させていただきましてその承認を求める、これが法律に書かれている順序でございます。

先ほど議員のほうで3月31日に決定したときには議員の立場はなかったとおっしゃれましたが、今日報告して、今日承認を求めているので、今日皆さんの意思で承認を判断していただければいいと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4番宮崎法文議員。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 今の課長の話はよく分かって、それは勉強になって、村長が専決処分を決めたものは変わらないというのは分かっているんです。分かっているんだけど、そのときは自分の

身分がそうだったので、それでも要するに今回の議会で承認をしてくれということであれば、それはそれで今の説明で正解だと思うんです。正解なんだけれども、それを要するにちゃんと分かるように話をこちらがするという段階になると、かなり難しいものが出てくるので、さっきの質問をさせてもらいました。時系列の感覚で。

だからこういうことは、例えば極端な話、これを相談した人もいるんだ、私、相談したんです、こういうことについて、専決処分について。相談する上で出た答えというのは、宮崎さん、それは村長さん決めたことなんだから、どちらにしても国でそういう方針で来れば決めざるを得ないんだよという意見と、もう一つ、専決処分でできるんだったら、議会要らないよねと言う人もいる、極端なことを言えばそういう人もいるわけだ。

そういうことを考えると、やっぱり自分が議員の立場、私を信任してくれた人たちに対してきちっとした答えを出してあげたいし、もし答えが出ないのであれば、村の担当課長のほうに連絡してそちらに聞いてくださいねとそれでいいですか、もしそういう話が出た場合。課長、どうぞ。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後4時34分休憩

午後4時35分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第1号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、承認第1号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第1号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 賛成多数。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎追加日程第 10 承認第 2 号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第10、承認第 2 号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 承認第 2 号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）説明を申し上げます。

議案書の 4 ページをご覧ください。

令和 7 年 3 月 31 日に地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、榛東村国民健康保険税条例につきましても、この政令に準じて改正する必要が生じました。このため、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、議案参考資料の 8 ページをご覧ください。

国民健康保険税の税額計算におきまして、基礎課税額に係る課税限度額を 1 万円引き上げ、65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 2 万円引き上げ、24 万円から 26 万円とするものです。

また、国民健康保険税の軽減措置におきまして、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗ずべき金額を 29 万 5,000 円から 30 万 5,000 円へ、54 万 5,000 円から 56 万円へそれぞれ引き上げるものでございます。

議案書の 5 ページに戻っていただきまして、附則でございますが、第 1 項施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日、第 2 項適用区分といたしまして、改正後の榛東村国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明は以上です。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

3 番柳岡利精議員。

〔3 番 柳岡利精君発言〕

○3 番（柳岡利精君） 3 番柳岡利精です。

今回、改定される内容について、少なくとも金額が上がっているということは明白な状況です。この影響の出る世帯、所得ですとかいろんな条件があると思いますが、執行の方たちはどこに影響の出る改正になっているのかという認識されているかを教えてください。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議員ご質問のどこにというのは所得の関係ですか。今年度の国民健康保険税の算定はこれからでありまして、具体的なことはまだお答えすることができないんですけども、昨年度の限度額超過の世帯につきましては件数を把握しておりますので、そちらの昨年度の世帯数ということでのご回答でもよろしいでしょうか。

昨年度の基礎課税額の該当世帯は12世帯、後期高齢者支援金等課税限度額が12世帯、介護納付金課税限度額が10世帯でございました。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

9 番中島由美子議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） 今、対象者の世帯数というのがありましたけれども、議案参考資料の8ページの概要の2、後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額の現行24万から26万、2万円上がるわけですが、今の柳岡議員の質疑への説明で聞くと12世帯ということで同様の方がということなんですが、これから課税するというので、補正予算等は今回上げずに条例改正だけという考え方でしようか。

○議長（善養寺 孝君） 早川税務会計課長。

〔税務会計課長 早川弘行君発言〕

○税務会計課長（早川弘行君） 税金の話なので、私のほうで答弁させていただきます。国保税も国民健康保険料でなく国民健康保険税なので、私のほうで回答させていただきたいと思います。

3月に村議会のほうで議決いただきました国保特会の予算、当然歳入、国保税というのを見ているんですが、それもこの額につきましては例年の国保税額からの推計により出させてもらったもので予算化しております。実際積み上げたものではございません。

今回も国保税につきましては6月下旬ぐらいから7月上旬にかけて本算定、税金の算出をいたしまして、7月中に各国保被保険者の各世帯へ課税というふうになっております。2月中旬から3月の中

旬まで確定申告をやっておりまして、その所得に応じて課税するものでございますから、今現在、税額のほうが正確に計算できているものではございませんので、補正予算のほうも考えてございません。

当然、3月で上程させていただきました当初予算、それから今後課税する国保税、これによって乖離がございましたら、しかるべき時期に補正等はさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9 番中島由美子議員。

〔9 番 中島由美子君発言〕

○9 番（中島由美子君） ありがとうございます。

2 番の先ほどの8 ページです。国民健康保険税の後期高齢者支援金等ということで、ここが同じ世帯数ということはこの方々は若い方なのかなと思うんですけれども、12 世帯で2 万円と1 万円と上げても、そんなに体制に影響はないような気がするんですけれども、やはり国の税法改正で上げていくという趣旨について、もう一度分かりやすく説明をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 先ほどのご質問ですけれども、地方税法施行令の改正に伴いまして改正するものでございまして、繰り返しになりますが、基礎課税限度額につきましては65 万円から66 万円、後期高齢者支援金等課税限度額につきましては24 万円を26 万円ということで引き上げさせていただきます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第2 号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、承認第2 号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第2 号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

を原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 賛成多数。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎閉 会

○議長（善養寺 孝君） 以上で本臨時会の日程をすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

令和7年第3回榛東村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長 生 方 勇 二

榛東村議会議長 善 養 寺 孝

榛東村議会議員 新 井 佐 智 子

榛東村議会議員 一 倉 靖 子